

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る
「集中対策期間」再延長に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日までの期間を「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

しかしながら、全国的な感染拡大に加え、道内の新規感染者数も年末年始から増加傾向にあり、感染状況が収束に至っていないことから、このたび、北海道が「集中対策期間」を令和 3 年 2 月 15 日まで延長することを決定いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 職場への出勤者数削減への協力

日中の人流を抑制するため、職場への出勤者数を 2 割削減することを目標に、ローテーションによる在宅勤務の導入やテレワークの

徹底についてご協力をお願いいたします。また、職場に出勤する場合でも、時差出勤など人との接触を低減する取り組みをお願いします。

なお、テレワークを新たに導入する場合又はテレワークのさらなる拡充に取り組む場合は、別紙「テレワークを導入する事業者の皆さまへ」をご参照ください。

2 飲食店事業者の皆さまへのお願い

(1) 飲食店から利用者に対する呼びかけについて

飲食店事業者の皆さまにおかれましては、飲食店の利用者同士における感染防止の観点から、利用者に対しても以下のような注意事項について呼びかけを行っていただきますようお願いいたします。

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none">・同居している方以外との利用の自粛・会話の際にはマスクの着用など感染防止対策の徹底・感染防止に協力いただけない場合には、店舗利用のお断り・2 時間以内の店舗利用 | など |
|---|----|

また、店内が密になるような集客イベント・割引についても控えるようお願いいたします。

(2) 市内における接待を伴う飲食店^{注1}及びすすきの地区^{注2}における飲食店等の営業時間等の短縮協力要請

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

注1：風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

注2：南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域

(狸小路については1丁目から7丁目までのアーケードに面する店舗)

3 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、集中対策期間内、以下(1)～(6)について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたします。

(1) 感染リスクを回避できない場合の自粛要請

札幌市内で感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

【感染リスクを回避できない場合の例】

- ・ 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- ・ 密閉された屋内における人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- ・ 飲食の場における大人数(例えば5人以上)の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食

(2) 従業員に対する感染防止対策の周知の徹底

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア～サについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

ア 同居している方以外との会食はできる限り控えること。

イ 必要な場合でも、4人以内の少人数での会食にとどめること。

ウ 外出や会食等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける、2時間以上に及ぶ飲食は控える等の感染対策を行うこと。

エ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること。

オ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。

カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。

キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

ク 新北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。

ケ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。

コ 22時から翌日5時まで、市内の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等の利用を控えること。

サ 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えること。

(3) 新北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる新北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業

者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

(URL : <https://corona.go.jp/>)

(5) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ(COCOA)の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム(北海道ホームページ)】

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsysteem.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(6) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国(厚生労働省)のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

4 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する情報(北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等(札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要(札幌市内における要請内容)

	令和3年1月7日付け要請(前回)	令和3年1月14日付け要請(今回)
対策期間	令和2年12月26日(土) ～令和3年1月15日(金)	<u>令和2年1月16日(土)</u> <u>～令和3年2月15日(月)</u>
市民・滞在している方	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛 ・自宅を含む飲食の場面における5人以上や2時間を超える長時間の飲食の自粛(同居者のみの場合除く) ・体調が悪い場合の外出自粛 ・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 ・市内の接待を伴う飲食店の22時から翌5時までの利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛 ・<u>同居していない方との飲食は、自宅を含め、人数や時間にかかわらずできる限り自粛</u> ・体調が悪い場合の外出自粛 ・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 ・市内の接待を伴う飲食店の22時から翌5時までの利用自粛 ・<u>すすきの地区における飲食店等の22時から翌5時までの利用自粛</u>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店に対する営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで) ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・年末年始における挨拶回りの自粛 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店に対する営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで) ・<u>すすきの地区における飲食店等の営業時間等の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで)</u> ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■市内の接待を伴う飲食店の営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ
お問い合わせ専用ダイヤル TEL0570-200-105

<受付時間>

平日 8:45~17:15 (土日祝除く)

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

<受付時間>

平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付 16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 TEL011-211-2352